



## T.K.C.の先生方と共闘

衆議院議員  
公明党中小企業政策研究議員懇話会会長

富田茂之

新年明けましておめでとうございます。

政治の世界と全く無縁であった弁護士時代、私の経営する法律事務所の顧問税理士をお願いしている加瀬昇一先生のご紹介で、T.K.C.千葉会の研修会にて平成3年・4年と2度にわたり、「暴力団対策法について」「監査役 of 第三者責任」等の講義を担当させていただきました。税理士の先生方にお話をするといいことで、我ながら相当準備をして臨んだつもりでしたが、大変緊張し冷や汗ものでした。

この時、T.K.C.千葉会初代会長の宮崎健一先生に初めてお目にかかり、以後公私にわたり様々なご指導をいただきました。先生の笑顔はいつも心をなごやかにしてくださいました。

衆議院選出馬に当たり、T.K.C.後援会を作っていたいただき、小林三郎先生が会長を引き受けてくださいました。関与先に生じた税務問題への取り組みを、情熱を込めて語られる先生からは現場対応の大切さを教えていただきました。事務局長を務めていただいた美保哲夫先生・奥様には様々な選挙妨害でご迷惑をおかけしましたが、今でも変わらぬご厚誼をいただいております、感謝に堪えません。

平成6年の夏、幕張プリンスホテルで開催された第11回T.K.C.全国役員懇話会で初めて飯塚毅T.K.C.全国会初代会長とお会いしました。「弁護士の経験を生かしてコンピュータ会計法の制定に取り組みたい」等、ご挨拶させていただいたところ、飯塚会長は席を立たれて私に歩み寄られて「前のお二人の先生に比べて随分若そうだが、あなたの話が一番面白かった」と声をかけてくださり、高田順三事務局長を手招きされ、2人でしっかり連携するようご指示をいただきました。

平成7年5月に、飯塚会長に新進党会合で講演いただいたのを契機に、新進党税制調査会コンピュータ会計法規推進議員連盟が設立され、平成10年3月「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」が成立。私も、衆議院の大蔵委員会と同法の意義・問題点について質問する機会を得、飯塚会長とのお約束の一部でも果たすことができたかと思っております。この時、坂本孝司先生に、同法の解説書に私の議事録を引用していただいたのは議員として望外の喜びであります。

T.K.C.全国政経研究会執行部の皆さんのアドバイスのおかげで、平成9年、改正地方自治法で外部監査制度が導入されるに際し、地方制度調査会の答申では税理士が漏れていたにもかかわらず、野党新進党の地方行政委員会理事として自民党と交渉し、税理士の登用も可能と修正できたのは良い思い出です。

平成17年、法務大臣政務官として、会社法第432条に「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」と規定いたしました。この際、篠澤忠彦全国政経研究会会長と坂本先生には法務省までお越しいただき、担当参事官と熱心な議論をしていただいたおかげで条文化が可能となりました。

平成19年、財務副大臣として、深田一弥先生の強力なサポートの下、特殊同族会社の役員給与の損金不算入制度における適用除外基準の基準所得金額を1600万円まで引き上げました。

本年、T.K.C.全国会では、中小企業の経営力向上や経営改善支援のため、さらなる「中小会計要領に準拠した決算書」の普及活動に加え、金融機関等外部への周知を徹底していくとのこと。「会計で会社を強くする」ためには、信頼性の高い記帳や帳簿が重要な役割を果たします。

そのため、引き続き、「帳簿の訂正・加除の履歴を残すことへの法人税法への追記」の実現に向け、取り組んでまいりたいと存じます。